

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 外務省 ）

制 度 名	国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設	
税 目	国際開発連帯税	
要 望 の 内 容	<p>飢餓や感染症など地球規模課題への対処を始めとするミレニアム開発目標（MDGs）の達成等，世界の開発需要に対応するためには，伝統的ODAのみでは資金量が十分ではないとの認識から，革新的資金調達に対する関心が高まっている。こうした革新的な資金調達のための税制度として，既に航空券連帯税が一部の国で実施されているほか，通貨取引開発税等も検討されている。</p> <p>右を踏まえて，以下のとおり要望する。</p> <p>①MDGs の達成等，世界の開発需要に対応するため，納税者の理解と協力を得つつ，国際開発連帯税についての検討を進めた上，必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>②その税収の使途として，世界の開発需要への対応を明確に位置づける。</p> <p>③課税方法として，我が国としてどのような方式のものを導入することが適当かについては，今後国内外の動向を踏まえつつ検討する。</p>	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>百万円 （ 百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的</p> <p>本件は，我が国において開発資金のための国際開発連帯税を導入し，MDGs 等，国際的に合意された開発目標の達成に貢献するために，世界の開発需要に対応し得る幅広い開発資金を調達するもの。これは，外務省政策評価，基本目標VI「政府開発援助(二国間)または多国間の支援を通じ，国際社会の平和と安定に貢献し，これにより我が国の安全と繁栄を確保すること」，施策VI-2「地球規模の諸問題への取組」と整合するものである。</p> <p>平成 21 年度第 1 回税制調査会に対する鳩山総理諮問には，調査審議を求める事項として，「(6) 法人課税や国際課税等の分野において，グローバル化にともなって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討する」と言及されている。また，民主党政策集 2009 においても，国際連帯税の検討につき言及がなされている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①MDGs が設定されてから 10 年が経過し，2010 年の MDGs 国連首脳会合で達成に向けたコミットメントも強化されたところである。しかし，国連の MDGs レポート 2011 によれば，いくつかの目覚ましい進展が見られる一方で，最脆弱層が取り残されている現状がある。世界的な経済・金融危機により経済の不安定性が拡大する中，伝統的なドナー国の資金動員力も低下している。</p> <p>②日本政府としても，MDGs 達成に向けた国際社会の取組を主導してきており，進捗が遅れている部分に懸念を有している。また，東日本大震災に際し世界から差し伸べられた温かい支援に対し，国際貢献として恩返ししていく。</p> <p>③MDGs 達成期限である 2015 年以降も貧困削減などの課題は引き続き重要であり，中長期的に幅広い開発資金を追加的に確保する必要がある。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	外務省政策評価，基本目標VI，施策VI-2に該当。
		政策の達成目標	MDGs（2015年までに1990年の水準から，1日1ドル未満で生活する人口の割合を半減，飢餓に苦しむ人口の割合を半減，5歳未満児の死亡率を3分の1に削減等）等，国際的に合意された開発目標の達成への貢献。
		租税特別措置の適用又は延長期間	未定
		同上の期間中の達成目標	MDGs等，国際的に合意された開発目標の達成への貢献。
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用の見込みについては，航空券連帯税は既に仏，韓，チリ等で実施されており，通貨取引税等については，「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース」等において検討が行われている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際開発連帯税は，グローバルな課題に対する追加的資金の担い手を，経済のグローバル化により恩恵を得ている層に求める考え方である。課税額は少額であるが，一定の課税ベースがあるため，相当の税収が見込まれることから，手段として有効であると考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し
		予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性		ODAの更なる大幅な積み増しは容易ではなく，MDGsの達成等，世界の開発需要に対応するためには，中長期的に安定的かつ予見可能な開発資金の確保を目的とする国際開発連帯税を導入することが妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>           平成 22 年度税制改正要望として当省より「国際開発連帯税」の新設を提出し、平成 22 年度税制改正大綱に「地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます」と記載された。         </p> <p> <b>【平成 22 年度税制改正大綱】</b>            「国際連帯税            国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。」         </p> <p>           平成 22 年度要望に引き続き、当省より「国際開発連帯税」の新設を平成 23 年度要望として提出し、平成 23 年度税制改正大綱に「今後、…真摯に検討を行います」と記載された。         </p> <p> <b>【平成 23 年度税制改正大綱】</b>            「国際連帯税            国際連帯税については、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国等で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。今後、上記「論点整理」も参考にしつつ、真摯に検討を行います。」         </p>	